

○始良市始良公民館有料広告掲出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、始良市有料広告掲載規則（平成22年始良市規則第12号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、始良市始良公民館（以下「公民館」という。）に掲出する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲出の対象)

第2条 広告の掲出対象は、始良市有料広告掲載規則（平成22年始良市規則第12号）に準ずる。

(掲出場所、規格、枠数及び広告料)

第3条 掲出場所、規格、枠数及び広告料は、次の表のとおりとする。

掲出場所	サイズ等 〔補足〕 (縦×横)	枠数	広告料(1枠)
館内1階ロビー	ポスター 〔A1サイズ〕 (84.1×59.4) cm	24枠	3,000円／1か月
館内2階ロビー	ポスター 〔A1サイズ〕 (84.1×59.4) cm	12枠	2,000円／1か月

2 掲出する位置は、社会教育課長が決定する。

3 広告料は、市長の指定する期日までに支払うものとする。

(掲出期間等)

第4条 広告を掲出する期間は、1か月単位で行うものとし、1か月以上かつ当該年度の3月31日までとする。

(広告主の募集)

第5条 広告主の募集（以下「募集」という。）は、市ホームページ又は市が発行する広報誌等で公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 市長は、公募を行うに当たって、広告主となり得る者等に対し、広告掲出の案内をすることができるものとする。

(掲出申込み及び広告原稿の作成等)

第6条 広告主は、始良公民館有料広告掲出申込書兼行政財産使用許可申請書（様式第1号。以下「申込書」という。）に広告原稿を添えて利用希望月の前月5日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(広告掲出の決定)

第7条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査の上、掲出の可否を先着順に決定し、始良公民館有料広告掲出兼行政財産使用許可（不許可）通知書（様式第2号）により広告主に通知しなければならない。

2 市長は、広告原稿等を審査した場合において、必要があると認めるときは、広告主に修正を求めることができる。

3 市長は、広告主が第3条に規定する広告の枠数を超えたときは、次に掲げる順序により掲載する広告を決定する。

(1) 市内において地域福祉や地域振興など地域社会に貢献する事業所等

(2) 私企業又は事業を営む個人であって市内に本社を有するもの

(3) 私企業又は事業を営む個人であって本社は市外だが市内に事業所等を有するもの

(4) 広告の掲載を希望する期間の長いもの

4 前項の規定によっても掲出する広告を決定できないときは、市が抽選により決定する。

(広告内容等の変更)

第8条 市長は、広告の内容、デザインが各種法令等に違反し、そのおそれがあり、又はこの告示に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告内容を変更するときは、変更しようとする月の1週間前までに広告原稿を提出し、審査を受けなければならない。

(広告掲出の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲出を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。

(2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(3) 始良市有料広告掲載基準（平成23年始良市訓令第3号）に抵触することとなったとき。

(4) その他広告掲出が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲出の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により広告掲出を取り下げようとするときは、始良公民館有料広告掲出兼行政財産使用取下申出書（様式第3号）により申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げた場合における既納の広告料は、返還しないものとする。

(広告料の返還)

第11条 既納の広告料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲出ができなくなったときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書の場合において、返還する広告料には利子は付さないものとする。
- 3 市は、広告が掲出できなかつたことにより、広告主に生じるいかなる損害においても、広告料の返還以外の責めを負わないものとする。

(委任)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(準備行為)
- 2 施行日前においても、平成 29 年度分の事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

様式第1号（第6条関係）

始良公民館有料広告掲出申込書兼行政財産使用許可申請書

年 月 日

始良市長 殿

申請者住所

氏名 印

電話番号

行政財産を使用して広告を掲出したいので、始良市始良公民館有料広告掲出取扱要綱第6条の規定により、広告原稿を添えて下記のとおり申請します。

記

1 所在地	始良市西餅田 589 番地
2 財産の明細	[1階ロビー ・ 2階ロビー] 枠
3 借受希望期間	年 月 から 年 月 まで (か月)
4 借受目的	始良市始良公民館有料広告掲出
5 広告内容	
6 その他	○始良市広告関連規定及び関係法令等を遵守します。 ○始良公民館等の使用料及び市税の滞納はありません。 ○始良市が使用料及び市税納付状況調査を行うことに同意します。 ○申込者が広告代理店である場合、広告主に対して始良市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ○広告を掲出する位置は、始良市が指定する位置とします。

年 月 日

様

始良市長

印

始良公民館有料広告掲出兼行政財産使用許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった上記のことについては、始良市始良公民館有料広告掲出取扱要綱第 7 条の規定により、次の条件を付して許可（不許可）とします。

記

1 使用申請物件の表示

所在地	始良市西餅田 589 番地
財産の明細	階ロビー 枠
広告内容	

2 使用の目的

始良市始良公民館有料広告掲出

3 許可期間

年 月 日 から 年 月 日まで

4 広告料

円

5 その他の条件

様式第 3 号（第 10 条関係）

始良公民館有料広告掲出兼行政財産使用取下申出書

年 月 日

始良市長 殿

申請者住所

氏名 印

電話番号

始良市始良公民館に掲出している広告について取り下げたいので、始良市始良公民館有料広告掲出取扱要綱第 10 条の規定により下記のとおり申し出ます。

記

取下半年月日	年 月 日
取下理由	